

三重縣公報(日刊) 昭和二十五年十月二十三日 第三種郵便物認可

三重縣公報

第六千五百六十五号

昭和二十五年十月二十三日

月 曜 日

通知照會

保國第二七二號

昭和二十五年十月二十三日

民 生 部 長

各地方事務所長殿

各市町村長殿

各國民健康保險組合理事長(代行法人を含む)

各國民健康保險における療養給付外疾病の解釈

について(通知)

標記について次のとおり一定したから御了知の上遺憾のない

ようにせられたい。

なお医師会には、すでに通知済みであるから申添える。

記

給付外疾病

純医学的には疾病であるが(1)日常の健康保持上放置するも

差支えないもの

(四) 日常生活上幾分かハンデアキヤブを生ずるものではあるが疾病というよりは既に状態と考えられるもので医療を加えて根治せしめ難いもの。

(イ) 医療の方法はあるとしても極めて特異的なもので経済的に見ても取上げ難いものをいう。

(イ)の「例」雀斑、(ロ)の「例」原病体質、無力性体質(ハ)の「例」無毛症若ハゲ

右疾病の主なるものを列挙すれば次のとおりである。

一 絶対的給付外

1 雀斑、母斑、黒子、黒斑、面皰等の治療

2 近視眼、老視眼、遠視眼、乱視および色盲等の治療

3 多毛、無毛白髪に対する医療

4 吃音の矯正、酒齶鼻の治療

5 正常分娩、妊娠、不妊症に対する治療、単に経済的理由による人工妊娠中絶、卵管閉塞、子宮發育不全、軽度の

- 6 子宮屈曲、軽度の卵巣機能不全
- 7 就寝および日常生活に著しい障害を起さない程度の良性
- 8 先天性畸形
- 9 (但し先天性股関節脱臼、兔唇、鎖肛、多指(趾)、先天性
- 10 免眼等の如く医療により治療可能なものを除く)
- 11 外科手術後の形態整形手術(顔面等日常露出部を除く)
- 12 美容を目的とする瘻痕除去整形手術、文身除去手術、そ
- 13 の他美容整形手術(例隆鼻術)
- 14 単なる「胃凝り、腰痛、逆上、栄養不良、疲労、倦怠」
- 15 註 何等かの疾病が原因となり第二次的に現われたる右
- 16 瘻痕に就ては勿論この限りではない。
- 17 老衰、胸 線 淋巴体質、無力性体質、線病質、神経質
- 18 註 右状態の存在に加えて他の疾患が発生した場合に拂う
- 19 べき考慮は当然ことこの限りではない。
- 20 陰萎、性欲減退、性交不能、精子稀少、精子欠除
- 21 普通の場合における瘻瘻
- 22 軽易なる不眠症
- 23 白癩、魯鈍、痴愚
- 24 軽度なる多汗症および異汗症

- 25 二 相対的給付外
 - 26 次に掲げるものは、医学的、社会的通念に従つて医師が普
 - 27 通的に治療を要すると認める程度のものでなければ保険診療
 - 28 の対象とはならない。
 - 29 1 貧血、常習便秘、夜尿症
 - 30 2 扁平足
 - 31 3 包茎、斜視、腋臭
 - 32 4 禿頭病、瘧疾、粉瘤、疥癬
 - 33 5 子宮、頸管狭窄症、惡阻、無月経、月経不順、月経
 - 34 困難、更年期障害
 - 35 6 難聴
 - 36 7 内臓疝、関節攣縮、X脚、O脚
 - 37 8 吃逆
 - 38 9 代償作用の行われている心臓弁膜症
- ◎厚第一一五〇號
昭和二十五年十月二十三日
民生部 長
各地方事務所長殿
各市町村長殿

生活保護法第五十三條の規定による医療費の
審査について(通知)
標記について甲号(大阪府知事)照会に対し乙号(厚生省)
のとおり質疑解答があつた。

別紙甲号
保護第八〇一号
昭和二十五年九月十一日
大阪府知事 赤間文三

厚生省社会局長殿
生活保護法第五十三條による医療費審査につ
き
標記について解釈上のさか疑義を生じているので、左記事
項について至急御教示をお願いする。

法第五十三條第一項の規定により、知事は指定医療機関の診
療内容及び診療報酬の請求を審査し、その診療報酬請求額を決定
することができ、又同條第二項の規定により指定医療機関は
前項の知事の決定に従はなければならないが、法第三十四條第
四項により急迫した事情或は其の他の事由のため、被保護者が
指定を受けない医療機関について医療の給付を受けた場合にも

法第五十三條第一項、第二項の規定は準用し得るものなりや。
準用し得るものとすれば如何なる規定に基くものであるか。
別紙乙号
社乙発第一六九号
昭和二十五年十月七日
厚生省社会局長

大阪府知事殿
生活保護法第五十三條による医療費審査につ
き
標記について、本年九月十一日保護第八〇一号をもつて照会
があつたが、右については左のとおり了知ありたい。

一 法第三十四條第四項により被保護者が急迫した事情がある
ために、指定を受けない医療機関で医療を受けた場合におい
ては、第五十三條第一項及び第二項の規定は準用し得ないと
解すべきであること。
二 現に指定を受けない医療機関で引き続き将来にわたつて医
療を受ける必要のある患者があらたに本法による医療扶助の
適用を受けるようになった場合には、診療上多大の支障のある
場合を除き、指定医療機関に轉医させる措置を講ずること。
三 保護の実施機関は、被保護者が指定を受けない当該医療機

さしのべる教委の手から兒が伸びる

関から急迫の場合又は診療上他の指定診療機関に轉医することが多岐の支障あるために診療を受けた場合の診療報酬額についてのもなるべく本法第五十二條の規定による診療報酬額によるよう指定を受けない当該医療機関に交渉すること。
四 要保護者に対する保護の万全を期するために、本法による医療機関の指定は、差支えのない限りなるべく廣範圍にこれを行うこと。

● 履第一一四二號

昭和二十五年十月二十三日

民生部 長

各地方事務所 各 市 町 村 長 殿

生活保護法による住宅扶助(家屋補修)の取

り扱いについて(通知)

標記について甲号(徳島縣)照会に対し乙号(厚生省)のとおりに質疑應答があつた。

甲号

生活保護法による住宅扶助(家屋修理費)の取り扱いについて

標記については、(昭和二十五年一月十一日厚第一七二四号縣公報登載)により、この事務を取り扱つてきたのであるが本年六月二十三日附社乙発第九十四号の貴廳の通達によると、本縣における昭和二十五年家屋修理の経費の総額は九七、七八八円と指示されたのであるが、これに対する本縣の現額は左記のとおりであるので経費の増額について御配慮を願うと共にこれに関する疑義について何分の御教示賜りたい。

記

一 本年七月四日附社乙発第九十四号の通達を受理するまでに厚生大臣の認可を受けている額は四二、一〇〇円でこれを通達の額に含まれるものとすればこの時期におけるこの経費の残額は五五、六八八円となるが、その後現在までに申請をしてきているものは八十一件、扶助額二六七、六四三円となりこれを厳正に審査してもこのみで一五八、二七〇円を必要とするので指示された額に更に九一、三九〇円が不足することになり將來更に申請されることも予想されるので追加配当されない限り適切な保護は実施できないものと思考する。
二 申請のあつた住宅は、居住するため修理を要するものであるにもかかわらず困窮のため補修のできなかったものであるが前項に記述した現状であるので経費の関係で申請を却下し

明るい教育、正しい委員

た場合又は、承認の時期が遅延した場合は当然不服の申立ができるものと解するが、これに対しては如何なる取り扱いをするのを適当とするか。

乙号

生活保護による住宅扶助(家屋修理費)の取扱いについて

標記の件に關して次の通り回答する。

記

一 照会第一点については昭和二十五年年度の家屋補修の経費総額は本年五月一日以降において申請し決定(特別基準額を含む)されたものに対する総額であるから總体に濫に亘らざるよう厳正な認定及び審理を行う方針を堅持して実施されたい。

二 照会第二点については、住宅扶助の家屋補修費についても他と全く同様の取扱をなすべきで、従つてその不服申立についても他と特別に違つた取扱が認められるものではないが、参考のため取扱方法の詳細を説明すれば次の通りである。

(一) 本件のような特別基準額の設定は、それ自体としては都道府縣知事又は厚生大臣の処分であつて、市町村長の決定でないことは論を俟たないところであるが、特別基準額設

定の法律的意義は個々の事案について市町村長が一般基準額を越えて特別に決定し得る保護の程度の最上限を示すことにあるのである。換言すれば、これは市町村長は一般基準額を超過する程度の保護を決定、実施してはならないという禁止事項を解除するものである。

而して、特別基準の設定に基き市町村長の行う決定は固より生活保護法第六十四條第一項にいう「市町村長のした保護に關する処分」であるから、他の決定と何等異なるものではなくこれに対して不服があれば不服の申立を行うことのできることは申す迄もない所である。

(二) 特別基準の設定に基き市町村長の決定に係る不服申立については、市町村長が特別基準に示された以下の額を決定した場合の外は、市町村長はその権限に属する限りにおいてはそのなし得るすべてをなしたのであるから一般基準を不当とする不服の申立が認められないと同様な理由によりこのような不服の申立はすべて却下すべきものである。尙、具体的事情を検討しているうちに都道府縣知事が先に市町村長に示した特別基準を変更すべきであると認めたと

● 清き一票明るい教育 ●

「政府契約」とは私法上の有償双務契約をいうものであるから本法における指定の如き公法上の契約がこれに含まれるものではないことは明かである。

二 右の契約成立によつて指定医療機関は公法上の地位を得、法第五十條乃至第五十三條に規定されている種々の権利義務關係に全面的に介入するものである。而して、この契約の締結に當つては右の権利義務についていささかの留保も認められず、仮に、当事者間に何等かの留保がなされたとしても、その部分において当該契約は無効なものといわなければならぬ。特に、指定医療機関は法第五十三條に規定する医療費の審査を受けることを承認して指定を受諾しているものであるが、この審査についての期限等は法律上何等限定されていないから、そも、防止法第四條第二号の「対價の支拂の時期」なるものがこの場合には存在していないのである。更に防止法第四條に規定されているところの政府契約の心要的內容事項たる「給付の内容、対價の額」についてはこれに相当すると認むべき診療方針及び診療報酬は、法律自体において規定されてをり、その例外は全く認められておらないから、この点から考えてもこれを防止法上の政府契約と稱することが出来ないのである。

三 又医療扶助にあつては指定契約が、医療機関と都道府縣知事との間に締結されるのに対し、医療給付の委託並びに診療報酬支拂の實體關係は、市町村長と指定医療機関との間に於いて生ずるといふ防止法の予定する關係とは、その性質を全く異にする關係があることに注意すべきである。即ち、市町村長と指定医療機関との間には何等の契約關係なく、市町村長は専ら当該指定契約の條項の定める所と都道府縣知事の行つた診療報酬の審査及び決定に従つて支拂を行うに止まるものであつて契約の当事者ではないのである。他方都道府縣知事は契約の当事者ではあるが診療報酬支拂の責任者乃至は義務者ではない即ち、医療扶助の場合における市町村長の診療報酬支拂の根拠は、法律の規定そのものにあるのであつて契約にはないものである。この点から考えても防止法の適用は受けないと解すべきである。

四 照会中の生活扶助の一時支給のための物品購入の場合の如きは、医療扶助の場合と本質的に異なるものであつてこれについては防止法の適用を受けることは当然である。

「参考」

○政府契約の支拂遅延防止等に関する法律の適用上の疑義について

◆ さしのべる教委の手から兒が伸びる ◆

(昭二五、四、一八、保健法第二三三号) 都道府縣知事、厚生省保険局長

政府契約の支拂遅延防止等の法律は、國民健康保険法の保險者である市町村と療養の給付を担当する者との間の法律關係に適用があるかどうかに関し、さきに法務府に照会中であつたが四月十二日附法務府法意、発第三八号を以て別紙写のとおり回答があつたから通知する。

(別紙写)

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律の適用上の疑義について

(昭二五、四、一二、法務府法意一発第三八号) 原生局保險局長安田巖あて、法務府法制意見 第一局長岡吹恕一

容月十七日附保文発第五九八号をもつて照会にかかる標記の件について、左のとおり、意見を回答する。

一 問 題

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)は、國民健康保険法の保險者である市町村と療養の給付を担当する者との間の法律關係に適用があるか。

二 意 見

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律は、國民健康保険法の保險者である市町村と療養の給付を担当する者との間の法律關係には適用がなす。

三 理 由

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(以下本法という)は政府契約の支拂遅延防止等その公正化をはかるとともに、國の會計経理事務處理の能率化を促進し、もつて國民經濟の健全な運行に資することを目的とするものであるが(第一條)、この法律で「政府契約」とは、國を当事者の一方とする契約で、國以外の者が國に対し工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入をし國がこれに対し、対價を支拂うもの(第二條)、右契約は当事者が対等な立場における合意に基いて締結すべきものとされているのである。(第三條)。而して、この法律の規定は、地方公共團體のなす契約に準用されている(第十四條)。ところが、國民健康保険法(昭和二十三年法律第七十号)上の保險者たる市町村(以下市町村という)は、被保護者の疾病又は負傷に因しては、療養の給付をなすのであるが(第八條の二)、その給付の実行については、医師、歯科医師、薬剤師その他の者の中からその者の申出により、療養の給付を担当する者を

定めなければならない(八條の四第一項)。而して、療養の給付を担当した者は、市町村に対し診療報酬を請求することができるのであるが、この報酬については、市町村が療養の給付を担当する者と協議のうえ、社会保険診療報酬算定協議会において審議した国民健康保険の診療報酬額を基準として、その額を定め、都道府縣知事の認可をうけなければならないのである(第八條の五第一項第八條の六、国民健康保険法施行規則第九條)。なお、保険給付の種類、範囲、支拂期間及び支給額その他保険給付及び保険料に關し必要な事項は、條例、規約又は規程をもつてこれを定めることとなつている(国民健康保険法第八條の十一)。

これらの諸点を綜合すれば、市町村と療養を担当する者との間に一の法律關係が存在することは疑ないがこの法律關係は、国民健康保険法の規定そのものから生ずるのであつて、市町村と療養の給付を担当する者とが対等な立場における合意に基いて契約關係に立つものではないから、両者の間の法律關係に本法を適用する余地はないといわなければならない。従つて、本法は、国民健康保険法の保険者である市町村と療養の給付を担当する者との間の法律關係には適用がな

50